

住宅性能表示制度

住宅市場における住宅の品質確保の促進、住宅購入者の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的に「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が平成12年4月1日に施行された。また、省エネルギー基準の見直し等に伴う改正（平成27年4月施行）により、①構造の安定に関すること、②劣化の軽減に関すること、③維持管理・更新への配慮に関すること、④温熱環境に関することが必須項目となっている。

法律により住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度が整備され、第三者機関である登録住宅性能評価機関により住宅の審査及び評価書の交付が行われる。本県では、（公財）沖縄県建設技術センター及び沖縄建築確認検査センター株式会社が評価機関として登録されている。

沖縄県住宅性能評価書交付実績

	一戸建ての住宅		共同住宅等		合計	
	設計(戸)	建設(戸)	設計(戸<棟数>)	建設(戸<棟数>)	設計(戸)	建設(戸)
H12～H19	350	265	4327 <218>	3102 <102>	4677	3367
H20	77	94	1153 <19>	483 <11>	1230	577
H21	107	84	1063 <33>	899 <12>	1170	983
H22	102	122	406 <27>	326 <7>	508	448
H23	122	142	1035 <20>	310 <10>	1157	452
H24	116	113	567 <22>	226 <11>	683	339
H25	111	99	632 <28>	734 <13>	743	833
H26	99	76	628 <33>	491 <14>	727	567
H27	193	155	924 <25>	778 <14>	1117	933
H28	234	216	777 <26>	890 <21>	1011	1106
H29	287	204	872 <35>	533 <14>	1,159	737
H30	494	349	752 <29>	776 <15>	1,246	1,125
H31/R元	722	634	569 <21>	543 <14>	1,291	1,177
R2	680	713	661 <24>	429 <10>	1,341	1,142
R3	852	757	349 <21>	448 <12>	1,201	1,205

- (注) 1. 一般社団法人住宅性能評価・表示協会のHPによる
2. 平成12年度は10月からの実績